

「業務の性質上例年発生することが見込まれること」に該当しないもの

以下の改定事由については、「業務の性質上例年発生することが見込まれること」に該当しないことから、年間平均額による随時改定の対象外となります。

- (1) 定期昇給とは別の、単年度のみの特例昇給による改定
- (2) 例年発生しないが業務の一時的な繁忙と昇給時期との重複による改定
- (3) 転居に伴う通勤手当の支給に伴う改定
- (4) 非固定的賃金の支払の影響ではなく、単に固定的賃金が大きく増減したことによる改定

年間平均額を用いた随時改定の届出方法

年間平均額を用いた随時改定については、年間平均額を用いた定時決定同様、事業主が被保険者の同意を得た上で申し立てることとなります。詳細は、以下の通りとなります。

- (1) 事業主が、年間平均額を用いた随時改定を申し立てるに当たっては、日本年金機構及び健康保険組合に対して、その被保険者が保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書[※]を提出すること(ただし、申立書の提出は任意事項となります)。
- (2) (1)の申立書には、保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書[※]を添付すること。
- (3) (1)の申立を行うに当たっては、保険者算定の要件に該当するものであることを保険者が確認できるよう、事業主は昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金と昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金等を記載した書類を提出すること。
- (4) (1)の申立を行う事業主は、被保険者の月額変更届の備考欄に、「年間平均」と記載して提出すること。

参考 《改定要件のフロー図》

